

第 55 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議議事概要

開催日	令和 4 年 4 月 25 日（月）	
開催方法	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
委員氏名	委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（日本大学総合科学研究所客員教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委員 柏尾 哲哉（独立行政法人国民生活センター監事）	
抽出案件	2 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について報告した。 ・西委員長より、第 3 四半期の契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募の契約について審議対象とした旨報告した。
（内訳）		
一般競争入札	2 件	
企画競争	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 3 年度第 3 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】</p> <p>独立行政法人国民生活センター東京事務所 電話交換機システムの賃貸借及び保守業務 一式（総務部会計課）</p> <p>・4つの関連機器を一括調達しているが、個々に調達せず一括で調達を行ったのはなぜか。</p> <p>・競争参加資格（全省庁統一資格）を「A」「B」のみとしたのはなぜか。</p> <p>・予定価格書の作成において、執行予算額との対比についての記述があるが、その対比する予算額はどのように算定したものか。</p> <p>・執行予算額は、契約可能な上限額として、これを超える債務負担をすることが認められないものではあるものの、仕様書に見合った見積価格とは必ずしも言えるものではない。 特に1者応札となるような事案においては、当該予算額の算定基礎となる数値を1者応札の同じ事業者から取得した資料を用いているような場合は、対比記載する意義もないと考えるため、予定価格作成時には、その取扱いに留意されたい。</p>	<p>・個々に調達するよりも一括で調達を行う方が、トータルコストとして安価になると判断した。</p> <p>・技術的な面を重視し、金額規模から今回の資格を決定した。</p> <p>・予算額は、仕様書に沿った複数者からの見積書取得が困難であった場合、取得できた見積書金額との差額を見ることでその有用性を判断する観点の一つになると考え、主には当該調達仕様書（案）をもとにした概算見積書を参考にして積算している。</p> <p>・予定価格の作成にあたっては、複数者からの見積額の取得に努めるとともに、1者からしか見積書が徴取できない場合は、過去の取引実例や他機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ、適切に改善を進めたい。</p>
<p>【事案2】</p> <p>SINET 接続用ネットワーク機器の構築及び運用・保守等業務 一式（情報管理部）</p> <p>・1者応札となった理由は、どのように分析</p>	<p>・汎用性のある機器だが、半導体不足による調達</p>

意見・質問	回 答
<p>しているか。機器の汎用性はないものなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体不足である状況で調達時期は変更できなかったのか。 ・現行機器では対応できなかったのか。 	<p>困難という事情があった。特に外国製の製品が入手困難となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SINETの切り替え時期が迫っていたため、この時期でしかできなかった。 ・データ容量が全く異なるため、現行機器では対応できなかった。